

# 労働審判手続申立書

〇〇年〇〇月〇〇日

●●地方裁判所民事部  
労働審判委員会 御中

申立人 甲 野 太 郎 印

〒●●●一●●●● ●●県●●市●丁目●番●号  
申立人 甲 野 太 郎

〒●●●一●●●● ●●県●●市●丁目●番●号  
相手方 乙株式会社  
同代表者代表取締役 乙 野 次 郎  
電 話 ●●一●●一●●●  
F A X ●●一●●一●●●

地位確認等請求労働審判事件

労働審判を求める事項の価額 〇〇万〇〇〇〇円  
ちょう用印紙額 〇万〇〇〇〇円

## 第1 申立ての趣旨

- 1 申立人が、相手方に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2 相手方は、申立人に対し、金●●円及び●年●月から本労働審判確定の日まで、毎月●日限り月額金●●円の割合による金員を支払え。
- 3 申立費用は相手方の負担とする。  
との労働審判を求める。

## 第2 申立ての理由

- 1 雇用契約の成立等
  - (1) 相手方は、飲食店業を目的とする資本金1000万円の会社である。（履歴事項全部証明書）。
  - (2) 申立人は、●年●月●日、相手方との間で、下記の条件で期限の定めのない雇用契約を締結し、調理係として勤務していた（甲1：雇用契約書、甲2：給与明細書）。
    - ア 基本給●●万円
    - イ 毎月●日締め、翌月●日払い
- 2 解雇について

(1) 解雇の意思表示

相手方は、●年●月●日、●年●月●日付で申立人を解雇するとの意思表示をした（甲3：解雇通知書）。

(2) 本件解雇は、後記第3で詳述するとおり無効である。

- 3 よって、申立人は、相手方に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認並びに●万円（●年●月分から●年●月分までの賃金）及び●年●月から本労働審判確定の日まで、毎月●日限り月額●円の割合による金員の支払を求める。

第3 予想される争点及び争点に関連する重要な事実

- 1 本件解雇は整理解雇であり、原則として、①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③対象者選定の妥当性、④手続の妥当性の4要件を満たさなければ、無効である。

2 会社を維持するために人員整理を行う経営上の必要性がない

本件において、相手方の経営が危機的状況にあり、整理解雇しなければ回復の見込みが得られないなど、客観的にみてやむを得ないと判断される程度の必要性はまったくない。

3 解雇を避けるための努力がなされていない

本件において、相手方が諸経費の削減、役員の報酬削減、遊休資産の売却、一時帰休、希望退職者の募集など、経営を立て直す努力を行った形跡がない。

4 対象者選定の妥当性もない。

申立人が解雇されたのは、相手方の恣意によるものであり、年齢、勤続年数、人事考課など客観的な基準で選ばれたものでは決してない。

5 事前に申立人に対し十分な事情説明がなされていない

前記のとおり、本件において、相手方は、申立人に対しろくな説明もせず、それどころか、説明とまったく異なる理由で解雇を行っている。もちろん、相手方が事前に労働組合や従業員代表と十分な協議を行ったり、従業員側に対して整理解雇について説明し納得を得るように努力したことなどない。

以上から、本件整理解雇は無効である。本件解雇は、労働条件改善を求め続ける申立人の存在を疎んじた相手方の整理解雇に名を借りた不当解雇である。

第4 当事者間においてされた交渉その他の申立に至る経緯

申立人は、本件解雇後、相手方に対して、本件解雇の無効を主張して復職を希望したのに対し、相手方は本件解雇の有効性を主張するばかりで、交渉は平行線のまま終わった。

そこで、本労働審判を申し立てるに至ったものである。

以上

附 属 書 類

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 労働審判手続申立書 | 副本1通、写し3通 |
| 2 | 甲号証（写し）   | 各5通       |
| 3 | 証拠説明書     | 副本1通、写し3通 |
| 4 | 資格証明書     | 1通        |